

平成26年12月17日

東北建設業協会連合会 殿

国土交通省 東北地方整備局
企画部 技術調整管理官

余裕期間内の技術者配置の取扱いについて（お知らせ）

標記について、別添のとおり入札公告・入札説明書に余裕期間内の技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）配置を要しない旨記載することとしましたので、お知らせします。

なお、本件について、関係する貴会会員に対し周知していただくようお願いいたします。

記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。ただし、登録基幹技能者については適用対象外とする。

當 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑧ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑨ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については下記8.に記載している係数とする。

現場代理人も、余裕期間内の配置が不要であることを明示。

（下記の「技術者」に現場代理人が含まれないと誤解する企業もあるため）

⑩ 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成26年○月○日までの余裕期間を見込んだ試行工事である。

なお、余裕期間内の技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

⑪ 本工事は、一般土木工事のC等級の発注標準を拡大する試行工事である。

⑫ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

なお、主任技術者を兼務する場合は、別記様式3に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。

（7）本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、電子入札システムによりがたい者は、上記2. 分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当官が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。なお、やむを得ない事情が生じた場合には、下記6. の担当部局へ早急に連絡を行うこと。ただし、紙入札方式による申請・応札等は、紙入札方式参加承諾願（別記様式）を提出し、契約担当官の承諾を得た後でなければ行うことはできない。

③ 以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当官の承

建設資材・労働力確保のための「余裕期間」を設定しています

1. 目的

震災復旧・復興事業の迅速・円滑な推進に向けた取り組みとしての入札不調対策を図るものです。

2. 背景

受注者の施工体制(技術者)の確保及び建設資材の確保ができないことによる入札不調が増えるおそれがあります。

3. 具体的な内容（余裕期間の設定例）

